

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年6月29日
【会社名】	エバラ食品工業株式会社
【英訳名】	EBARA Foods Industry, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藤川 雍中
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	横浜市西区北幸二丁目5番15号 日総第三ビル
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 (東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長である藤川雍中は、当社及び連結子会社（以下「当社グループ」という）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しております。当社は「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する基準」及び「同実施基準」に準拠して、財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、当初想定していなかった組織内外の環境の変化等の制約によって、内部統制の有効性が機能しなくなるという固有の限界を有するため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止または発見できない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社グループは、事業年度末である平成21年3月31日を基準日として、内部統制の評価を実施いたしました。また財務報告に係る内部統制の評価に当たり、わが国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠いたしました。

当社グループは、「第51期 財務報告に係る内部統制有効性評価における計画書」に基づき、全社的な内部統制の整備及び運用状況を評価し、当該評価結果を踏まえ、評価対象となる内部統制の範囲内にある業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を選定し、当該統制上の要点について内部統制の基本的要素が機能しているか評価いたしました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲については、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から、必要な範囲を財務報告に係る内部統制の評価範囲とし、全社的な内部統制及び決算・財務報告に係る業務プロセスのうち、全社的な観点で評価することが適切と考えられるものについては、当社及び連結子会社1社について評価の対象とし、関係者への質問、記録の検証等の手続を実施することにより、内部統制の整備及び運用状況を評価いたしました。

当該評価範囲を決定した手順、方法等については、財務報告に対する金額的重要性及び質的重要性を考慮し、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。重要な事業拠点を選定する際は、連結売上高を指標とし、概ね3分の2を一定割合としております。当該重要な拠点における企業の事業目的に大きく関わる勘定科目は売上高、売掛金及び棚卸資産であり、これらに至る業務プロセスを評価対象といたしました。また、財務報告への影響を勘案して、重要性の大きい特定の事象についても個別に評価対象といたしました。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価手続を実施した結果、代表取締役社長 藤川雍中は、平成21年3月31日現在の当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4【付記事項】

該当事項はありません。

5【特記事項】

該当事項はありません。